

住生活基本計画の改訂について

1. これまでの経緯と改訂内容について

- 住生活基本計画（以下_本計画）は、令和 5 年 5 月に改訂され、令和 5 年から 14 年までの計画として、2 項目の重点施策を策定した。
- 今年度、重点施策の検討した結果として、その一部を改訂する。
- 本計画の住宅施策の展開に「マンションの適正管理の推進」に関する施策を新たに、位置づける。

2. 改訂、新規内容の概要

①【改訂】空き家・空き地流動化促進

（本計画 P69 を改訂 別紙 1 参照）

→令和 5 年度に行った「施策実施に向けた調査・検討」の結果を踏まえ、施策イメージを計画策定時に想定した「空き家・空き地の市外売却または解体に対する補助」による流動化から、「民間不動産事業者と連携した空き家・空き地所有者への働きかけ」による流動化に改訂。

②【改訂】住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備

（本計画 P70 を改訂 別紙 2 参照）

→民間賃貸住宅の大家や不動産事業者等へのアンケートやヒアリングの結果を踏まえ、現況と課題や事業イメージ、スケジュール等について、追記や修正などの見直しを行った。

③【新規】恵庭市マンション管理適正化推進計画の策定による新たな住宅施策の追加

（本計画 P46・47、P55・56、巻末資料 P12 に新規追加 別紙 3 参照）

→全国的に、区分所有マンションの高経年化が進む中、将来にわたる維持管理を促進し、老朽化による居住環境の悪化を防ぐため国において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンション建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が、令和 2 年に公布され令和 4 年に施行された。

恵庭市においても、この法律に基づき「恵庭市マンション管理適正化推進計画」を作成し、適宜、マンション管理者へ管理適正化に向けた指導、助言を行うと共に、マンション管理者が作成した「管理計画」に対して認定する事務を行う。

3. 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 3 月 総務文教常任委員会 報告
- ・令和 6 年 4 月 恵庭市住生活基本計画の改訂

○空き家・空き地^{※1}の流動化促進

項目	施策のイメージ（案）
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵庭市の空き家（4,070戸）のうち、26.8%（1,090戸）が、賃貸などの利用目的のない空き家となっており（H30）、相続された土地・建物が活用されないまま空き家・空き地となっている場合も多い状況にあります。 ・ 一方で、恵庭市の中古住宅、土地流通は活況で、近年では市内外からの住み替え需要過多、土地不足の状況が続いており、中古住宅市場に乗らない空き家・空き地の流通促進が課題です。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存空き家・空き地の流通支援を通じ、市外転入者、移住者等の住宅需要に応える中古住宅、宅地の安定的な供給、転入人口の増加を目指します。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家・空き地の所有者への相談対応 ② 空き家・空き地を市外居住者へ売却した場合に補助金交付 ③ 空き家を解体した場合に補助金交付 等
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和5年度：施策実施に向けた調査、制度設計、実施体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き地所有者、不動産事業者ヒアリング ・ 支援制度要領案策定、関係機関協議（国、北海道） ・ 実施体制の検討（制度周知体制、不動産事業者等との連携等） 等 ■ 令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援制度要領の策定、実施体制構築 等 ・ 支援制度の実施（予定）

※1 空き家・空き地：「空き家」及び「空き家を伴う土地」のことを示す

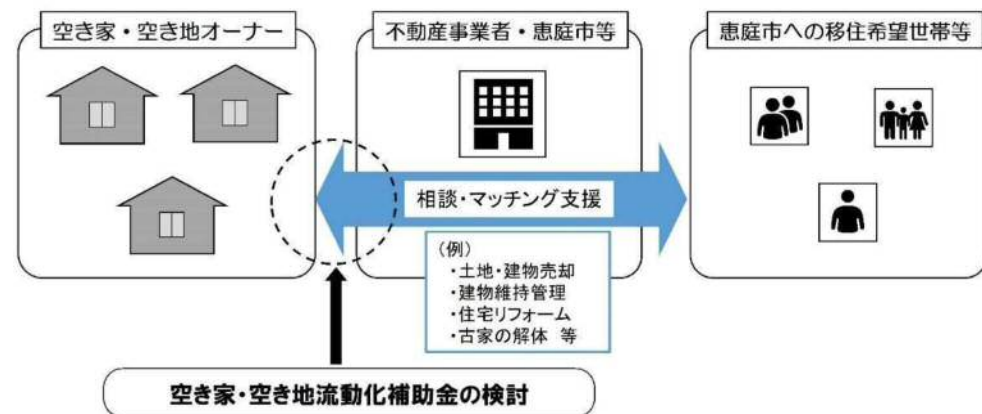
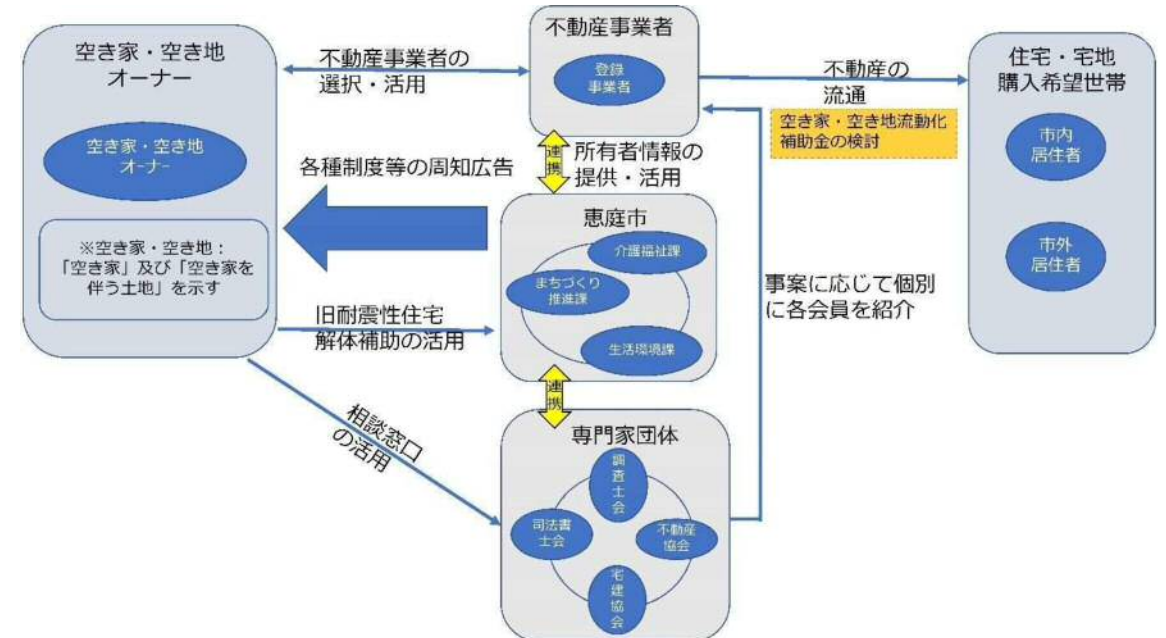


図5-1 住宅・土地流動化促進支援制度のイメージ

※見直しの上、斜字を加筆した。（案）

項目	施策のイメージ（案）
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵庭市の空き家（4,070戸）のうち、26.8%（1,090戸）が、賃貸などの利用目的のない空き家となっており（H30）、相続された土地・建物が活用されないまま空き家・空き地となっている場合も多い状況にあります。 ・ 一方、恵庭市の中古住宅、土地流通は活況で、近年では市内外からの住み替え需要過多、土地不足の状況が続いており、中古住宅市場に乗らない空き家・空き地の流通促進が課題です。 ・ 建築資材の高騰で新築需要が低調であり、建物を解体しても流通に結び付きづらい状況があります。 ・ 市内外の空き家や住宅関係のアンケート結果は、多かったものは次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 空き家や住宅の活用について、「売却したい」「解体したい」「未定（現状維持）」が多くなっています。 ② 行政に期待するものとして、「不動産に関する情報提供（業者斡旋、相談窓口など）」や「解体費用の助成」が多くなっています。 ・ 耐震性を有していない木造戸建て住宅は1,726戸あり、地震災害にて倒壊することで二次災害を生じさせる恐れがあります。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家・空き地や住宅の流通を促し、市内の住宅の代謝を図り、転入人口の増加を目指すとともに市内の良好な住環境の確保をすることを目的とします。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談者の掘起こし、所有不動産の活用を考えるきっかけづくり (2) 空き家・空き地所有者情報の活用に関する民間連携（不動産流通サポート） (3) 空き家・空き地や住宅所有者のための既存相談窓口の活用 (4) 耐震診断の結果、耐震性を有しないとされた住宅を解体する場合の解体費補助
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者情報活用に関する民間連携制度の構築・運用 ・ 旧耐震性住宅解体補助制度の運用 ・ 所有者情報活用に関する民間連携制度を活用した場合、補助金制度の検討 など



② 住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備

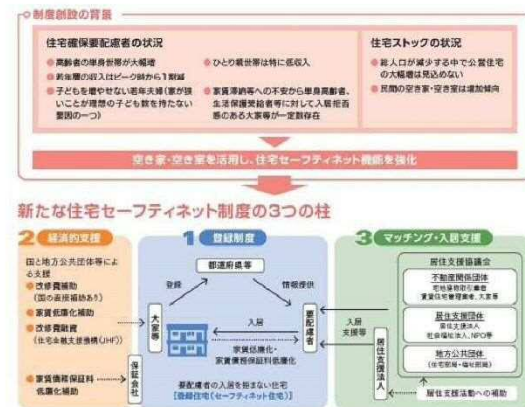
※見直し案、修正・加筆斜字

②住宅確保要配慮者に向けた公的支援住宅の整備

項目	施策のイメージ(案)
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みである一方で、恵庭市における賃貸用の空き家は2,910戸(H30)となっており、これらの利活用が課題です。 国は、「新たな住宅セーフティネット制度」をH29に設立し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度 ②登録住宅の改修・入居への経済的支援 ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を推進しています。 恵庭市では、セーフティネット住宅登録数は約550件(R4)あります。今後は、登録住宅の改修・入居への経済的支援など、北海道と連携した施策の推進が課題です。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用した、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ①セーフティネット住宅の登録推進 <ul style="list-style-type: none"> 不動産事業者、大家向け制度説明会 恵庭市広報誌、地域情報誌等を通じた市民向け周知 等 ②セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> 大家を対象とした家賃補助(社会資本整備総合交付金の活用) 等 ③セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> 大家を対象としたバリアフリー改修工事、耐震改修工事、省エネ改修工事 等
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■令和5年度：施策実施に向けた調査、制度設計、実施体制検討 <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅オーナー、不動産事業者ヒアリング 支援制度要領案策定、関係機関協議(国、北海道) 実施体制の検討 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援体制づくり 等 ■令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> 支援制度要領の策定、実施体制構築 支援制度の実施(予定) 等



項目	施策のイメージ(案)
1 現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みである一方で、恵庭市における賃貸用の空き家は2,910戸(H30)となっており、これらの利活用が課題です。 国は、「新たな住宅セーフティネット制度」をH29に設立し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録制度 ②登録住宅の改修・入居への経済的支援 ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を推進しています。 恵庭市では、セーフティネット住宅登録数は約550件(R4)あります。今後は、登録住宅の改修・入居への経済的支援など、北海道と連携した施策の推進が課題です。 セーフティネット制度に関する民間賃貸住宅大家、不動産事業者等へのアンケート、ヒアリング調査結果から見えた課題は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① セーフティネット専用住宅登録は、10年間一般の入居が認められないことから、空き家リスクがあると考えています。 ② 管理する上で、入居者対応増加などが想定され、デメリットやリスク低減が必要だと考えています。 ③ 住宅確保要配慮者への住宅確保は支援の一部であって、住宅以外の日常生活支援も必要と考えています。
2 施策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保に配慮が必要な方の安定した暮らしにつながる住宅を確保するため、民間賃貸住宅の空き家を活用した、セーフティネット住宅の供給の促進を図ります。
3 事業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ① セーフティネット住宅の登録推進 <ul style="list-style-type: none"> 不動産事業者、大家等向け制度周知 ② セーフティネット登録住宅(専用住宅)の家賃低廉化支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> 大家等を対象とした家賃補助(公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の活用) 等 ③ セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援の検討 <ul style="list-style-type: none"> 大家等を対象としたバリアフリー改修工事、耐震改修工事、省エネ改修工事 等 ④ 恵庭市型セーフティネット住宅補助制度の検討(大家等、不動産事業者のデメリット・リスク解消策の検討)
4 スケジュール等	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度以降 <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット住宅の登録推進に向けた大家等への周知 大家等を対象とした補助制度の試行 恵庭市型セーフティネット住宅補助制度の検討、実施体制構築、支援制度要領案の策定 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援体制づくりの検討 支援制度の実施(予定) 等



資料：民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度パンフレット(令和2年 国土交通省)

図5-2 (参考) 新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱

恵庭市マンション管理適正化推進計画の策定について

1. マンション管理適正化推進計画の策定における背景と目的など

- ・区分所有マンションの高経年化が進み、建物の維持管理に課題を抱えるマンションが増加していく中、将来的な居住者の居住環境の悪化を防ぐため、国において「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年度）」が改正され「マンション建て替等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和4年度）」が、策定され地方自治体の役割が強化されました。
- ・恵庭市内の住宅総数に占める区分所有マンションの割合は、多いわけではありませんが、恵庭市内の区分所有のマンションは、令和6年1月末時点で9棟439戸あり、その内築40年以上は、1棟30戸となっています。10年後は、棟数で5倍の5棟、戸数で約10倍の295戸が、築40年以上の高経年マンションとなることを見込まれています。
- ・以上のことから、当市においても、この法律に基づき、マンションを計画的かつ、適正に維持管理するため、管理不全マンションの予防とマンション管理者へ更なる適正管理への意識向上に、重点をおいた「恵庭市マンション管理適正化推進計画」を策定し、恵庭市住生活基本計画の中に、住宅施策の展開のひとつとして、新たに「マンションの管理の適正化の推進」を位置づけします。

2. 恵庭市マンション管理適正化推進計画における役割

（目標）

- ・マンションを適正に管理することは、公共性・公益性の観点からも重要であることから、管理組合に自主的な適正管理に向けた取り組みを促進するため、マンション管理に関する情報を広く普及させ、必要な相談や支援ができる環境を目指します。

（役割）

- ① マンション管理者の管理状況を把握すると共に、マンション管理適正化に向けた指導、助言を行う。
- ② 国が示す「マンション管理適正化指針」を恵庭市の指針と読み替え、マンション管理者へ市の基本的な方針を示す。
- ③ マンション管理者が策定する「管理計画」について認定事務を行う。
→認定されたマンションは、固定資産税の減免などの措置あり。
- ④ マンション管理適正化計画の計画期間内においてマンション管理者へ実態調査を行うことで施策の充実を図る。
- ⑤ マンションが適正に管理されない事による課題や、適正管理のために活用できる支援について、窓口、ホームページなどを通じて普及啓発を行う。

以上

4. 住宅施策の展開

4-1. 住宅施策の体系

基本目標	展開方向	実施方策
1.【暮らし】 多様な世帯が 住み続けたく なる住まい・ 住環境づくり 関連する SDGs  	(1)【子育て】 子育てを支援する住まい・住環境づくり	①子育て世帯が安心できる住環境の整備 ②三世帯同居・近居の促進
	(2)【高齢者等】 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まい・ 住環境づくり	①高齢者向け賃貸住宅等の普及促進 ②高齢者・障がい者等の住宅改修費用の助成 ③高齢者への住宅支援 ④高齢者等の住み替えの促進 ⑤高齢者・障がい者の住まいに係る情報発信・ 相談体制の充実 ⑥バリアフリーのまちづくりの推進
	(3)【移住・定住】 移住・定住の促進	①移住相談の充実による移住支援 ②住宅地の整備・供給促進
	(4)【住宅相談】住宅相談窓口の充実	①住宅相談窓口の充実・各窓口の連携
2.【安全安心】 すべての人が 安全安心に暮 らせる住ま い・住環境づ くり 関連する SDGs    	(1)【脱炭素社会】 持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストック の形成 本計画P46に新規追加	①脱炭素社会の実現に貢献する良質な住宅ス トックの形成 ②既存住宅ストックの流通・活用の促進 ③マンションの管理の適正化の推進
	(2)【防災】 災害に強い住まい・住環境づくり	①耐震診断・改修等の支援 ②災害に強い住環境づくり
	(3)【市営住宅】 計画的な市営住宅の整備	①公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅 整備事業の実施 ②入居者の適正な管理
3.【活性化】 地域の活性化 につながる住 まい・住環境 づくり 関連する SDGs    	(1)【空き家対策】 空き家対策等の促進	①空き家・空き地の流動化促進 ②管理不全の空き家等の発生抑制
	(2)【民間賃貸住宅活用】 既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援制 度の整備	①住宅セーフティネット制度の推進
	(3)【住環境形成】 魅力ある住環境づくり	①花のまちづくりの推進 ②魅力ある住宅地の形成 ③コンパクトなまちづくり ④市営住宅建替に併せた地域拠点施設の併設
	(4)【産業活性化】 住宅関連産業の活性化の促進	①建築技術者の技術力向上

具体的な施策	主な担当部局
・「子どもの集う場所」の計画的な整備	子ども政策課
・街区公園の再整備促進	公園緑地課
・三世代同居・近居に対する市営住宅優先入居の検討	市営住宅課
・サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	介護福祉課
・住宅に困窮する高齢者に対する市営住宅優先入居	福祉課、市営住宅課
・住宅改修費の支援（介護保険サービスの活用）	障がい福祉課、介護福祉課
・高齢者等緊急通報システムの設置	
・高齢者訪問サービス	介護福祉課
・高齢者世帯等の除雪サービス	
・高齢者向けの住み替えセミナーの推進	まちづくり推進課
・高齢者・障がい者向けの住宅に関する情報発信	障がい福祉課
・高齢者・障がい者の住まいに係る相談体制の充実	介護福祉課
・恵庭市バリアフリー基本構想の推進	まちづくり推進課、管理課、公園緑地課、土木課、事業調整課
・移住相談の充実による移住支援	
・移住・定住支援の専用サイトの充実	
・移住希望者に対するPRと相談対応、フェア等の開催	まちづくり推進課
・「コンパクトなまちづくり」を基本とした既存市街地低利用地の利用促進	
・「公共施設等総合管理計画」に基づく適切な管理・市有地販売及び推進	管財・契約課
・各住宅相談窓口担当課の連携	まちづくり推進課
・きたすまいる制度の普及促進	
・長期優良住宅制度の普及促進	まちづくり推進課
・住宅性能表示制度の普及促進	
・省エネルギーに資する住宅設備機器の普及促進	脱炭素推進課
・高気密・高断熱住宅の普及啓発(ZEHなど)	
・住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理の普及促進	
・既存住宅ストックの活用 ・住宅リフォームに関する情報提供	まちづくり推進課
・ 恵庭市マンション管理適正化推進計画の推進 本計画P47に新規追加	
・耐震診断・改修費用の助成・耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及	まちづくり推進課
・ハザードマップによる住民周知・自主防災組織活動への支援	基地・防災課
・将来に向けた適正な管理戸数の維持	
・計画的・効果的な改善・修繕による長期的な活用	
・市営住宅整備におけるユニバーサルデザインの推進	市営住宅課
・既存借上げ型市営住宅制度の見直し	
・柏陽・恵中央地建替事業の推進	市営住宅課、まちづくり整備課
・収入超過者、家賃滞納者等に対する適切な対応	市営住宅課
・空き家・空き地の円滑な流通・活用による宅地供給促進	生活環境部、まちづくり推進課
・管理不全の空き家等情報の整備と適切な管理に関する情報提供	生活環境課
・既存民間賃貸住宅を活用した、新たな公的支援住宅制度の検討（セーフティネット住宅の登録推進、セーフティネット登録住宅（専用住宅）の家賃低廉化支援、改修費支援等）	保健福祉部、子ども未来部、まちづくり整備課
・花のまちづくりプランに基づく、住環境における花のある景観づくりの推進	花と緑・観光課
・恵庭市景観形成基本計画に沿った景観形成の推進	
・地区計画等を活用した景観形成の推進	
・宅地開発指導要綱の見直しの検討	
・田園型住宅地の整備	まちづくり推進課
・3 駅を中心としたまちづくり	
・まちなか居住の促進	
・柏陽・恵中央地建替えに併せた地域拠点施設の整備	まちづくり整備課、市営住宅課
・PPP/PFI 等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開	まちづくり整備課
・建築士会等と連携した各種技術講習会等の情報提供	まちづくり推進課

※赤字は新たに追加、見直した項目

表 4-3 きた住まいる制度の概要

北海道が定めたルール(省エネ・耐震・耐久など)を守り、「安心して良質な家づくり」ができる住宅事業者を登録・公開する制度。

①きた住まいるメンバーによる安心して良質な家づくり	・ルール1：省エネ・耐久・耐震といった基本性能の確保		
	●省エネ性能 ・断熱等性能等級：4以上 ・一次エネルギー消費量等級：4以上	●耐久性能 ・劣化対策等級：3以上	●耐震性能 ・新築住宅／平成12年基準以上 ・既存住宅／昭和56年基準以上
・ルール2：BISやBIS-Eなどの専門技術者による設計・施工 ・ルール3：設計や施工など家づくりに関する記録の保管			
②住宅ラベリングシートにより、住宅性能の「見える化」で安心			
③住宅履歴の保管で、リフォームや住み替えに活用			

参考：きた住まいるパンフレット

②既存住宅ストックの流通・活用の促進

既存住宅を良好な状態で維持管理するためにリフォーム^{※1}やリノベーション^{※2}は欠かせません。リフォーム等の実施に当たっては、業者の選定、リフォーム実施箇所の検討・妥当性など専門的な知識が必要です。

住宅リフォーム等の相談窓口の整備を進め、市民の相談内容に沿った情報の充実を図り、情報提供に取り組みます。

具体的な施策	主な担当部局
・既存住宅ストックの活用・住宅リフォームに関する情報提供	まちづくり推進課

※1 リフォーム：老朽化した建物を新築の状態に戻すこと

※2 リノベーション：既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を更新させ付加価値を与えること

本計画P55に新規追加

③マンションの管理の適正化の推進

建設後相当の期間が経過したマンションにおける建物や設備の老朽化等に対応するため、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が令和4年度より施行されました。

このことから、同法第三条の二第1項に基づく「マンション管理適正化推進計画^{※1}」を別途定め、市内のマンションの管理の適正化を推進します。

具体的な施策	主な担当部局
・恵庭市マンション管理適正化推進計画の推進	まちづくり推進課

※1 マンション管理適正化推進計画:「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」(令和三年九月二十八日国土交通省告示第千二百八十六号)に定める、「六 マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項」により策定するもの

表 4-4 恵庭市内のマンションの現況

棟数	戸数	建築時期		築年数	
		年	戸	年	戸
9 棟	439 戸	1981～1985 年	1 棟 30 戸	40 年以上	1 棟 30 戸
		1986～1990 年	1 棟 30 戸	30 年以上 40 年未満	5 棟 316 戸
		1991～1995 年	5 棟 307 戸	20 年以上 30 年未満	3 棟 93 戸
		1996～2000 年	2 棟 72 戸		

恵庭市調べ(令和 6 年 1 月 31 日 現在)

(2) 【防災】災害に強い住まい・住環境づくり

[実施方策]

①耐震診断・改修等の支援

令和 3 年度に見直された「恵庭市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率の目標を 95%と定めており、耐震化の継続的な取り組みが必要です。

「恵庭市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業」として耐震診断及び耐震改修工事に要する費用への助成を行っており、今後もホームページや広報等を通じて制度の周知、事業の促進を図ります。

具体的な施策	主な担当部局
・耐震診断・改修費用の助成・耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及	まちづくり推進課



出典: 恵庭市ホームページ

図 4-3 耐震診断・耐震改修パンフレット

(11) 恵庭市マンション管理適正化推進計画（計画期間：令和5～14年度）

1 マンションの管理の適正化に関する目標

恵庭市のマンション^{*1}は、令和5(2022)年3月末時点で9棟439戸、うち、築40年以上は1棟30戸となっています。一方、10年後には棟数で5倍の5棟、戸数で約10倍の295戸が築40年以上の高経年マンションとなることが見込まれていることから、管理不全マンションの予防に重点をおいたマンションの管理適正化に関する取組を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

マンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合へのアンケート調査等を実施することを検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、国のマンション管理適正化指針における「三 マンション管理適正化指針^{*2}」に即し、マンションの管理の適正化を図るため、必要な指導や助言等を行います。

なお、計画期間に行う実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（恵庭市マンション管理適正化指針）に関する事項

恵庭市マンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発および知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や、適正な管理のために活用できる支援等について、関係団体等と連携しながら、恵庭市の窓口・広報紙やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

6 計画期間

令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。